

宇治市告示第 8 8 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 1 7 日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
五－ 2	五ヶ庄古川地内	約 0 . 2 0 h a	一部解除

(五-2地区)
特定生産緑地の変更
(令和8年8月17日告示)

特定生産緑地解除箇所
(五-2-16)

凡例



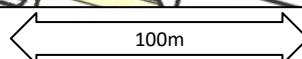
特定生産緑地
既指定区域



特定生産緑地
解除区域



生産緑地地区



2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120